

# 決 算 審 査 特 別 委 員 会

平成27年9月28日（月曜日）

1. 開 議
1. 審査方法の説明について
1. 認定第1号の審査
1. 延会について
1. 延 会

午前10時開議

出席委員（13名）

大友啓一君	只野順君
後藤洋一君	久勉君
杉浦謙一君	大平義孝君
伊藤雅一君	門田善則君
鈴木英雅君	長崎達雄君
加藤紀君	大泉治君
遠藤稔雄君	

---

欠席委員（1名）

木村正義君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	大橋信夫君	総務課 参事兼課長	城口貴志生君
総務課 防災交通室長	達曾部義美君	企画財政課 参事兼課長	高橋宏明君
まちづくり推進課長	今野博行君	税務課長	泉沢幸吉君
町民生活課長	牛渡俊元君	町民医療福祉センター 副センター長兼 福祉課長	高橋正幸君
町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君	町民医療福祉センター 健康課長	熊谷健一君
農林振興課 参事兼課長	村上芳行君	建設課長	佐々木竹彦君
上下水道課長	平茂和君	会計管理者心得 兼会計課長	高橋貢君
農業委員会会長	畑岡茂君	農業委員会 事務局長	遠藤栄夫君
教育委員会教育長	笠間元道君	教育総務課長 兼給食センター所長	渡辺信明君
生涯学習課長	小野寺和敏君	代表監査委員	柳潤茂君

---

事務局職員出席者

事務局長	佐々木健一	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

### ◎開議の宣告

(午前10時00分)

○委員長（鈴木英雅君） おはようございます。

本日もよろしくお願ひいたします。

ここで、開会前にお知らせしておきます。

木村委員から欠席の届け出が出ております。

ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに会議を開きます。



### ◎審査方法の説明について

○委員長（鈴木英雅君） ここで平成26年度浦谷町各会計決算審査特別委員会の委員長として、決算成果の説明方法及び質疑について確認したいと思います。

まず、一般会計の審査方法についてですが、財政全般については企画財政課長から、町税については税務課長から、人件費については総務課長から、それぞれ総括的に説明していただきます。

一般会計の質疑につきましては、初めに説明のありました財政全般、人件費等を含みます決算全般に関する総括質疑を行います。次に、歳入につきましては、一括質疑といたします。歳出につきましては、各項ごとに質疑を行い、1項につき質疑3回までとし、通り過ぎた項については戻りませんので、ご注意願ひます。ただし、関連する歳入につきましては質疑することができることとします。

なお、質疑のある場合は、議席番号を告げ、許可を求めてください。

審査を効率的かつ重点的に行ってまいりたいと思いますので、この進め方、審議の方法でよろしいかお諮りいたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 異議なしと認めます。

なお、特別会計及び企業会計につきましては、各会計ごとに重点説明をお願いし、質疑につきましては従来どおりの一括質疑で行いますので、委員及び参与の皆様のご協力をお願いいたします。



### ◎認定第1号の審査

○委員長（鈴木英雅君） これより審査に入ります。

まず、本委員会に付託されました認定第1号 平成26年度浦谷町各会計歳入歳出決算の認定についてのうち、浦谷町一般会計歳入歳出決算の審査から始めます。

初めに、財政全般について、企画財政課長、説明お願ひいたします。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、全般の事項について私のほうからご説明申し上げます。

平成27年浦谷町議会定例会 9月会議資料 5ページから8ページまでが一般会計に関する資料となっておりますが、5ページ目の歳入と6ページ目の歳出の目的別につきましては、過日行われました町長からの提案理由及び代表監査委員から詳細に報告を受けておりまして、内容についてはご理解いただけたものと考えまして、7ページ目の性質別の歳出の状況についてご説明申し上げます。

7ページ目、一番右側が平成26年度の欄でございます。まず、経常的経費、人件費でございますが1,863万9,000円、1.4%の減となっております。これは、平成25年度より退職者が少なかったことによる減が主な理由でございます。

次に、扶助費でございますが、臨時福祉給付金が創設されたことや保育所運営経費での増がありまして、5,917万9,000円、6.9%の増となったものでございます。

次に、3の公債費につきましては、長期債元金で平成25年度におきまして借りがあつたため金額が膨らんでおりましたが、26年度は3億771万9,000円、30.8%の減となったものでございます。あわせまして、義務的経費につきましては、2億6,717万9,000円、8.4%の減となったものでございますが、公債費の減が一番大きな要因となったものでございます。

それから、経常的経費、物件費でございますが、物件費につきましては、公金収納トータルシステムの導入、障害者自立支援や健診事業等の増額に伴いまして、3,220万1,000円、3.7%の増額となったものでございます。

それから、維持補修費につきましては、25年度におきまして小学校関係の維持補修が多かったため、26年度は1,000万1,000円、8.6%の減となったものでございます。

次の補助費等につきましては、大崎広域行政事務組合の衛生負担金等が減少したため、2,699万3,000円、2.0%の減となったものでございます。あわせまして、経常的経費につきましては、2億7,197万2,000円、4.9%の減、扶助費や物件費はふえましたものの、公債費の大幅な減により、経常的経費全般では4.9%減となったものでございます。

それから、投資的経費でございます。普通建設事業費につきましては、災害公営住宅整備、移動系防災行政無線整備事業等によりまして、5億8,330万5,000円、65.6%と大幅な増となったものでございます。それから、災害復旧事業につきましても、浦谷公民館災害復旧事業等で1億7,802万8,000円、144.9%の増となったものでございます。その結果、投資的経費全体として、7億6,133万3,000円、75.2%の増となったものでございます。

次のその他の経費、積立金につきましては、4億6,698万4,000円、72.0%の減額となったものでございますが、震災復興基金積立金やふるさと浦谷創生積立金の減額が主な理由でございます。

それから、投資及び出資金については、決算額ゼロでございます。

11番貸付金については、385万3,000円、3.8%の減でございますが、奨学資金の減や災害援護資金での貸し付けがなかったため減となったものでございます。

12繰出金につきましては、134万4,000円、0.2%の減でございますが、国民健康保険会計や介護保険会計への繰り出しが増となったものの、農集排会計や下水道会計への繰り出しが減となったため、総じて減額と

なったものでございます。

その他の経費、合わせまして4億7,218万1,000円、30.6%の減額となったものでございます。

合計で1,718万円、25年度と比較して0.2%の増の決算となったものでございます。

それから、次のページ、資料8ページにつきましては、ただいまの各性質別経費でお示した内容について右のほうの円グラフでそれぞれの構成比を示しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

全般の説明については、以上で終わります。

○委員長（鈴木英雅君） 次に、町税について税務課長、説明願います。

○税務課長（泉沢幸吉君） それでは、平成26年度の町税に関する決算についてご説明いたします。

決算書の14ページ、15ページになります。この決算書を表にまとめたものが、附属書類の26ページにお示ししてございます。それをもってご説明をしたいと思っております。それでは、附属書類の26ページの1、町税の現況調べという表でございまして、円単位で記載しておりますが、千円単位で説明いたします。

この表の一番下、町税計の欄でご説明いたします。調定額では15億7,534万円となりました。前年度の調定額と比較しますと940万4,000円の増となり、0.6%の増でございまして、次に、その隣、収入額でございまして、収入額では、14億6,621万7,000円となり、前年度の収入済額より775万5,000円、率で0.5%の増となったところでございまして、調定額の増額につきましては、町民税個人の部で給与所得者の特別徴収の増になったことと、固定資産税の家屋の新增築分や償却資産の増が主な原因と考えてございまして、

次に、その隣、不納欠損額でございまして、不納欠損額については、973万円の欠損処分をいたしております。前年度と比較しますと14万2,000円の減となりました。内容といたしましては、所得の急激な減少等によるもの、生活困窮、差し押さえ財産のない滞納者への執行停止処分、それから5年間の時効消滅によるものでございまして、

次に、収入未済額でございまして、収入未済額につきましては、9,939万2,000円で、前年度比で179万円、1.8%の増になっております。

次に、税目別で説明いたします。町民税の個人、現年度分になります。調定額で5億1,335万2,000円、前年度と比較しますと1,079万4,000円、2.1%の増となりました。その右隣、収入済額5億310万円で、前年度比で1,067万8,000円、2.1%の増となったところでございまして、プラス要因といたしましては、東日本大震災の復興関連事業とその雇用がある程度確保されたものと考えております。

次に、法人でございまして、法人は昨年より現年度分、滞納繰越分、合わせて492万円減少をいたしております。減額の主な業種としては、製造業、建設業、サービス業で、増額の業種もございまして、増額の業種としては金融保険業でございまして、月例報告では、穏やかな回復基調が続いているということですが、地方にとってはまだ好転とはいかず、全体では横ばい状態が続いている状況でございまして、

次に、固定資産税に移ります。現年度分でございまして、調定額6億9,013万3,000円、前年度と比較しますと811万1,000円、1.1%の増額でございまして、その隣、収入済額6億7,036万3,000円で、前年度比では1,165万7,000円、1.7%の増でございまして、主な要因といたしましては、震災後の新築による増額と考えております。

次に、軽自動車税でございまして、軽自動車税の現年度分、登録台数の伸びによりまして、前年度より調定

額で119万1,000円、収入済額で104万9,000円と若干の増額になったものでございます。

次に、その下、町たばこ税でございます。調定額、収入済額において1億5,250万5,000円、前年度比較で12万5,000円と、これも若干の増額となったものでございます。

次に、ずっといきまして右から2番目、収納率というところでご説明いたします。収納率につきましては、現年度課税分で25年度を0.27%減、滞納繰越分では1.67ポイントの減、合計では0.07ポイントの減となりました。

こうした状況を踏まえまして、税の収納におきましては、経済の不安定さではありますが、今後も財源確保のため未納、滞納の整理を強化し、収納率の向上になお一層努力をしてみたいと考えております

以上で26年度の町税の決算についての説明を終わります。

○委員長（鈴木英雅君） 次に、人件費について総務課長、説明願います。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） それでは、一般会計の人件費について説明いたします。

決算附属書類の155ページをお開きください。

この表のまず下から3行目の計（A）の欄をごらんください。職員数の中の特別職常勤の2名につきましては、町長、副町長が該当しております。この2名の給与等につきましては、右側のほうの給与費の中の報酬以外の給料や職員手当等の欄に含まれております。

その隣の特別職非常勤職員は828人で、前年度と比較して87人、109万1,000円の増となっております。これは、各種委員で毎年多少増減がありますが、平成26年度は衆議院議員選挙1つだったことにより、投票票の選挙立会人等が減になりましたけれども、総合計画策定委員や国勢調査の調査員、指導員等が新規に加わったために増となったものでございます。

次に、給与費の中の給料は5億8,167万8,000円、それから職員手当は2億7,441万7,000円で、それぞれ226万円、45万8,000円の減額となりました。給料表の若干の引き上げと通勤手当及び勤勉手当の引き上げもありましたが、退職も含めて一般職員の人事異動等により、全体として減額となったものでございます。

共済費は2億1,111万7,000円ですが、組合掛金の財源率の変更で398万2,000円の増額となり、退職手当組合負担金は1億2,276万3,000円でしたが、これは負担率の見直しにより2,243万1,000円の大幅な減額となりました。

なお、給与改定は、平成26年8月の人事院勧告に基づき、給料表の平均0.3%の引き上げや通勤手当の引き上げ、それから勤勉手当等の0.15月の引き上げ等を実施しております。この結果、職員人件費総額では13億2,295万9,000円となり、前年度と比較して1.5%減で、金額としましては2,007万6,000円の減額となっております。

また、このページには記載されておりませんが、一般会計に占める人件費比率は16.2%でございまして、前年度と比較して0.2ポイント減となっております。

なお、定例会資料、先ほど企画財政課長が説明した歳出の人件費決算額と857万5,000円のずれがありますが、これは職員への児童手当支給分の仕分けの違いによるものでございます。以上で人件費の説明を終わります。

○委員長（鈴木英雅君） 以上で、涌谷町一般会計歳入歳出決算の説明が終了いたしました。

それでは、涌谷町一般会計歳入歳出決算の質疑を行います。

初めに、ただいま説明のありました財政全般、人件費等を含みます決算全般に関する総括質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） これにて総括質疑を終結いたします。

次に、歳入に入ります。歳入については、一括質疑となります。14ページ、1款町税から51ページ、21款町債までについて、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次に、歳出に入ります。

款項を追っての質疑となります。

54ページから55ページまで、1款議会費1項議会費。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。54ページから69ページまで、2款総務費1項総務管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。68ページから71ページまで、2項徴税费。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。70ページから73ページまで、3項戸籍住民基本台帳費。73ページ、までです。11番。

○委員（長崎達雄君） 72ページの選挙費についてお聞きします。

○委員長（鈴木英雅君） 選挙費は次になるんです。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。72ページから79ページまで、4項選挙費。11番。

○委員（長崎達雄君） 衆議院議員選挙に関連しましてお聞きしますが、期日前投票についてお聞きしておきます。期日前投票というのは、以前から存在していた不在者投票制度の要件を緩和する形で新しく設けられた制度であります。利便性が向上したため、今では多くの人たちが投票日以前に投票することが当たり前になってきております。投票率が少しでも上がれば、効果があればそれはそれでいいことなんです、一つ大きな問題があるんでないかと問題提起をしたいと思います。

それは、公職選挙法48条の2、期日前投票ということで、当該選挙の期日の公示、告示があった日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所において行わせることができると書いてあります。そして、170条には、選挙広報の配布。これは選挙の期日前2日までに配布するものとするところなんです、公示、告示の翌日に投票できるんですから、投票していることは、選挙期間中の候補者の選挙広報をほとんど見ることもなく投票していることでもあります。これでは何のための選挙期間であるかちょっと疑問と思うんですね。

そこで、少なくとも候補者の主張、これは広報で見た上で期日前投票に臨めることが必要だと思うんです。そこで、170条は選挙期日前2日までに配布するものとする、こうなっているんですから、私は特に今回、

県会議員の選挙もありますけれども、町会議員の選挙があるんですよね。ですから、私はもう少し広報の発行、配布を早くしてほしい。できれば告示の日に読めるようにできないのか。これはできると思うんですが、いかがですか。「配布するものとする」だから、配布しなければならぬと限定しているんじゃないんですから、解釈の仕方によっては告示の日に各家庭に配布すれば、そいつを見て期日前投票の初日に投票できるんですよね。そこはできないんですかね。

○委員長（鈴木英雅君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今、公職選挙法の解説もいただいたところでございますが、今回の選挙、町長選もありましたし、12月にもあるんですけれども、一応選挙の日程がいろいろございます。それで、立候補の届け出との関係、それから告示、それから投開票の日程ということがございまして、2日前まで交付ということであればできるだけ早くやりたいとは思いますが、その内容等にスケジュールの関係で、直前、一番早くて何日なのかはちょっとスケジュールを見てみないと何とも言えないんですが、今委員さんがおっしゃったように、できるだけ選挙法、法律に抵触しない、それからスケジュールに合致する方法で、出せる範囲で配布はしたいというふうに考えてございます。

○委員長（鈴木英雅君） 11番。

○委員（長崎達雄君） そうすると、選挙広報を見ないで投票するというのは、町民の方、有権者の方は立候補する人は大体わかると思うんですが、言うなれば実際、マニフェストというんですか、努力目標を書いたのをごらんになって投票してもらうのが一番確実だと思うんですよね。それを見ないで投票するということは、人気投票みたいな感じになるんですよね。そこはやっぱり改めてほしいんですよね。ですから、広報が各家庭に配布になるのは2日前。そうすると、例えば町会議員の選挙が13日であれば11日ですか。そうすると、11日だと8日から告示になるんですから、その間のそういう記事も情報も見ないで期日前投票をすることになるんですよね。ですから、そこは投票率をさらに上げるためにも早目に出すように、できると思うんですよね。法律にひっかからないんですよね。そこはやる気だけあればやれると思うんです。

そしてあと、例えば病院なんかに入っている方とか、ゆうらいふに入っている方。そういう人たちの投票はどういうふうにやっているんですか。

○委員長（鈴木英雅君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） まず、選挙広報の件につきましては、もう一度法律とそれからスケジュール、段取りがもう決まっておりますので、可能な範囲で、法律を破って早く交付はできませんので、可能な範囲で出せるように、なお検討して実施に移していきたいと思っております。

それから、不在者投票の件だと思うんですけども、そういった施設とかに入っていらっしゃる方につきましては、県のほうに申請を出して、それで登録を受けるということで不在者投票できる施設というふうになりますと、その施設を使って不在者投票ができるということで現在は実施しております。

○委員長（鈴木英雅君） 11番。

○委員（長崎達雄君） 例えば、グループホームなんかに入っている人が投票するわけなんですけど、言うなればちょっと痴呆ぎみの人とかそういう方も入っていると思うんですが、そういう人たちは選挙をしないんですか。例えば、付き添いがついて行くんですか、その施設の。



○委員長（鈴木英雅君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 今言ったその施設でもってやれるのが、不在者投票が一つございます。その施設でやれるということになれば、その施設の職員の手助けをかりながらやるということでございます。あとは投票所まで行ってやるということであれば、それはご家族なりの方が投票所まで一緒に行っていただくということで投票を行っております。

○委員長（鈴木英雅君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。78ページから79ページまで、5項統計調査費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。80ページから81ページまで、6項監査委員費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。80ページから87ページまで、3款民生費1項社会福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。86ページから91ページまで、2項児童福祉費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。90ページから93ページまで、3項災害救助費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。92ページから97ページまで、4款衛生費1項保健衛生費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。96ページから97ページまで、2項清掃費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。98ページから99ページまで、3項上水道費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。98ページから101ページまで、4項医療福祉センター費。（「農林水産業費は」の声あり）いや、入りません。次です。はい、15番。

○委員（遠藤積雄君） いつも議長席で心配しておるんですけれども、衛生費の中の4項医療センター費、その中の3目の病院費でございますが、19節にその他の負担金がございますけれども、この中で2億6,000万円ほどの負担金がございます。そういった中で、町単独分の負担、それから交付税等の措置で入る負担、そういうものがございます。その仕分けを確認させていただきますと同時に、いわゆる町からの負担金の中で、いわゆる基準財政需要額の部分、町として出しているのか、あるいはそのまま当年度予算という形で国から来たものを出しているのか。その辺、長年、財政方と病院方でいろいろすれ違いがございます。その辺をこの際確認しておきたいと思っておりますので、ご答弁をお願いします。

それから、こういったものの中で、今回も補正でたしか6,000万円ほど負担金ございましたけれども、こういった中でこれは町長にお聞きしますけれども、やはり議会としては、1人当たり1万円出しても、いわゆる1億5,000万円出しても、あるいは場合によっては2億円出しても、この病院を維持したいという思

いがございますけれども、それにしましても病院としての、例えばこの前に説明がございました看護師あるいは医師、そういったような不足の中で、せっきくの施設が利用できない。あるいは、25年度、26年度の前期貸借対照表、後期の貸借対照表を見ると、せっきくの機材が生かされていない実態が出ておりますし、一借りも1億円から2億円とふえました。

こういった中で、どのような新たな病院との話の中でルールをつくって、一般会計としてのいわゆる行政側としての負担、病院側としての負担、これをしっかりとこの際明確にしないと、やはり互いの信頼関係がいかにか話し合えばよいと言ってありまして、それをきちんとしたルールの中で、最低限お互いが頑張らなければならないという事態が当然発生してきておりますので、その辺、今後どのように牽引していくのかお聞きしたいと思います。以上、2点。

○委員長（鈴木英雅君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） ちょっと詳細な資料について、今ちょっと手持ちがないものですか、要は町単独で出している分と、それから交付税の分については、後ほど回答させていただきたいと思えます。

それで、基準財政需要額で繰り出しているのか、あるいは要は交付税として算定された額で繰り出しているのかというお話については、基準財政需要額のほうで繰り出しをしております。それは病院のほうと一応ルールということで話し合いをした結果の数字で、前の病院改革プランのほうで予定しておいた額は、たまたま交付税のほうの算定割合が変わって、その分はクリアして、繰り出しをいたしております。

それで、当然ご承知のように、交付税参入分ということになりますので、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額が交付税の額ということになりますので、当然基準財政収入額の需要額に達しない部分については、町の一般の財源を使って病院側のほうに出しているという形になっております。

それで、現在病院のほうで新たな病院改革プランを策定しておるところですが、そのあたりでどうするかは、あとは町長の判断になろうかと思えます。

○委員長（鈴木英雅君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 病院事業会計への繰り出しということでございますが、今質問者がおっしゃいましたとおり、3条予算に係る負担金につきましては、基準内繰り入れということによる2億6,400万円ほど支出いたしております。

それで、この病院事業会計につきましては、医療センター設置の際の基本理念といたしまして、一般会計と国保会計と病院事業会計を総合的に判断して繰り入れていくものと。それで、一説には当時は町民1人当たり1万円というようなことも出てまいりましたけれども、支出の仕方としては、今申し上げましたように3会計のトータルで判断していくということになっているものでございます。

○委員長（鈴木英雅君） 15番。

○委員（遠藤釈雄君） 先ほど、いわゆる町からの繰り出し分の中で、企画財政課長が答弁しました。総務管理課長としては、管理者は時々この話が食い違っているようにも聞こえますけれども、こういった認識は今しっかりと確立のもとに、いわゆる行政と色々な話し合いをしているのか、その辺ちょっと確認させていただきます。

また、町長においては、今話をされましたけれども、さらに進んで、やはり管理者を企業会計に、センターの企業会計においてお任せしていることでございますけれども、やはりさまざまな困難はあると思いますけれども、やはり26年度は大変な年でありました。やはりそれに対しても、町としてもやはり、できるならば投資的な経費を生み出していきたいという思いもございます。そういった中で、やはり役割分担というのが大切になってくるのかなと思います。そういった中で、今後このような一般会計からの繰り出しのあり方において、やはりしっかりしたルール、そのしっかりしたルールに基づいた歯どめにおいて、さらに一層のお互いの努力が必要となっておりますけれども、今後そのような話をされるように私はしていただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞かせしていただきたいと思っております。

○委員長（鈴木英雅君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 私も病院改革1次プランのときの執行者でございまして、恐らく15番委員、その辺のところを確認したいなということだろうと思っております。

今、企業債の残高が、14億4,700万円の病院の企業債の残高がございます。これに利息が付くわけですが、あの1次プランでは、いわゆる病院の企業債というものはいわゆる設置者がというふう書いてあるかと思っております。その辺のところは、ルールであればルールのような支出の仕方ということで、この間、せんだっていろいろな話し申し上げました。しかしながら、一般会計から繰り出すものであるとすれば、やはり議会の承認も必要でございますので、それに対して病院側の経営努力も必要だということはせんだって申し上げました。その辺のお互いの話の約束事といいますか、そういったものを確認しながら、議会の皆さんと相談してまいりたいと思っております。

○委員長（鈴木英雅君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 管理者と町当局が十分なやっぱり話をしているのかというふうなところかと思っておりますけれども、十分な話し合いは行っているところでございますが、まず1次プラン、いわゆる平成21年から行っている病院改革プランの部分については、その会計事情によってそれぞれ判断するというふうな形が最後の1文に残っておりますので、その病院会計のそれぞれの収入状況に合わせて、もしくは一般会計の財政状況に応じて、それぞれそのときにそれぞれが判断して繰り入れを行うというふうな形でルール決めをしたかと思っております。

ただ、その中でやっぱりどうしても病院を建てるに当たって、いわゆる設置者の責任はどこかというふうな部分がやっぱりございます。その部分については、昭和62年、63年のやっぱり企業債が現在も償還しているところでございます。そういったところのやっぱり償還の責任のルールをやっぱりもう少し明確化しましょうというふうなところを、今回の新改革プラン、平成29年から施行いたします新改革プランにそれをきちんと盛り込みましょうというふうな話し合いを行って、新町長就任早々、管理者と町長のまず話し合いを持たせていただいたというふうなところではございます。それは、これまで病院改革の検討委員会を行ってきたわけでございまして、その検討委員会のおおむねの骨子がどういう状況かというものを管理者がまず町長に報告をして、現在検討中であるというふうな状況でございます。

○委員長（鈴木英雅君） 15番。

○委員（遠藤稔君） いろいろと新町長になって早速話し合いが持たれてきているというのは歓迎しますけ

れども、いわゆる今言いました中で、町としての設置責任、それから管理者としての運営責任、それから今までやってきた中で一般会計からどれほど出しているか、それが企業債返済額にどのような形に充当されているか、それから今後のさまざまな機材等々、あるいは修理費等、そういった面でのメンテナンスとか、そういったようなものをやはりこの際しっかりと話し合っ、どこまでが自分たちでやるべきかということをしかりと行政といわゆる管理者との中で話し合っ、そういう整理された中で議会に上がってくるものであれば、議会としては非常に判断しやすいと。今までは、1人当たり1万円という、この病院を立ち上げた理念に基づいて議会は認識を持っておりますけれども、それもやはりこのごろになって限界というものが感じられてまいりました。そういったような中で、しっかりとした町としての責任、それに基づいて議会が判断するためには、やはり設置責任、それから運営責任、これまで一般会計のほうから出してきたお金のあり方、そういったようなもの、それからさまざまな採算部門に絡む町からの要請等々、あるいは国保会計からも出してあります。そういった中で、きちんと整理してわかりやすい状態でやはり議会に判断を求めるというものが必要なのかなと思いますので、その辺町長、あるいは担当課長にさらに答弁をお願いします。

○委員長（鈴木英雅君） 町長。

○町長（大橋信夫君） そのような方向性でもセンター長とも話し合わせていただきました。皆さん方にお示しする段階におきまして、こちらのほうも努力をして、出すものは出す。しかしながら、それに向かって出したものが生きてくるような病院経営をやってくると。お互いが歩み寄らない限り、私は議会に上程できませんということを申し上げましたので、その辺のところは病院経営の中でしっかりと位置づけてもらわないと思惑が外れますので、お互いの思惑が外れた場合は大変不幸なことになりますので、外れないように、今後とも何回でも話し合っ、いきたいと思います。

○委員長（鈴木英雅君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） ただいま町長が申したとおりでと思います。やっぱり負担のルール化、明確化、これは本当に必要だと思います。その経営状況に応じてというふうなところが一番最初の改革プランでございましたので、そういったところは極力明確化して、それぞれの責任を明確化して、それぞれ責任を持って事業を執行していくということが大切だと思っております。

○委員長（鈴木英雅君） ほかに。8番。

○委員（門田善則君） 前者も、大体私も考えていたようなことを聞かれたわけなんです、ただ問題として担当レベルでちょっとお聞きしますけれども、繰出金がこれだけ多くなってきている中で、やっぱり医師が足りないとか看護師が足りないというふうな従来のそういったお話があったわけですが、担当レベルとして、涌谷町の病院構想をつくったときの原点と、今1万7,000人しかいない病院と、同じ規模で、医者数で、これを継続してやっていっていいものかどうかというのがあると思うんですが、その辺担当レベルではどのように話をしているのか、ちょっとお話を聞きたいのですが。

○委員長（鈴木英雅君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 担当レベルというふうなことではございます。担当レベルで考えますと、これはさきの一般質問でもちょっと若干お答えはさせていただきましたが、やっぱり病

床が121床、一般病棟が80床、療養病棟が41床あると。ただ、それと同時に併設しております老人保健施設、これが80床ございます。その老人保健施設も誰が管理しているかという、これは医師がやっぱりその併任をしているというふうなところでございます。あそこの施設には全部で201床の管理するベッドがございませぬ。その201床を管理するには、やっぱりどれだけのマンパワーが必要かというふうなことになるかと思ひます。これは、我々は涌谷町民だけではなくて、涌谷町域を含めてやっぱり近隣の町村の患者さんも当然のことながらやっぱり面倒を見るといひますか、その診療に当たると。1次診療、場合によっては2次診療の任に当たるといふような部分のやっぱり責任というふうな部分があると思ひますので、この病院の121床、老健の80床、全部で201床、それをやっぱりフル活用する診療体制が担当のレベルとしては一番ベストな形ではないのかなと思ひているところではあります。

○委員長（鈴木英雅君） 8番。

○委員（門田善則君） 恐らくそういった観点の中で病院改革プランもできているんだろうと。それで、今度新しいのもということなんですけれども、じゃあ改革プランの検証をいつやるのかということでありませぬ。それと、町長にその辺は聞きたいんですが、さっきも前者も言っていましたけれども、これだけの繰出金ということになれば、町が町税の収入が14億円、職員給与費が14億円の中で、幾らまでだったら病院に繰り出しできるのか、どこで歯どめをしなければならぬのか、もしくは大胆な病院改革を決断しなければならぬのかというのがあると思ひますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○委員長（鈴木英雅君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 繰り出しにつきましては、基本理念の中で申し上げましたけれども、やはり一般会計、国保会計と病院事業会計と、その3会計をということでございませぬので、野放図に出すという話ではございませぬ。それで、なぜそうなっているのかということ徹底的に原因究明しながら、もしドクターが足りなければドクターの確保、看護師が足りなければ看護師の確保。それで10対1の看護体制をとっておりますけれども、その中でのあるいは病床稼働率、そういったものも関係してまいりますので、病床稼働率を上げて患者さんを、ちょっと語弊になりますけれども、より多くの患者さんに安心して通院してもらえぬ病院にしてまいりたい。そのことが経営改善になるのかなと思ひます。ナース、ドクターの確保は当然のこととございませぬので、その辺のところは私のほうと、あるいはセンターのほうでも努力させていただきたいと、こう思っております。

○委員長（鈴木英雅君） 8番。

○委員（門田善則君） やっぱり、今町長が言われるように、何でもかんでもそうなんですけれども、やっぱり町民の負担を避けるべきだろうというふうに思ひます。これはやっぱり繰り出しが多くなればなるほど、町民の負担が多くなるわけですから、それでここ数年調べると、病床稼働率もことしあたりだと今80%ぐらいと聞いております。だったら、そのこだわりの121床がいいのかどうか。その辺も含めてきちんと検証すべきだというふうに思ひます。特に、町長がかわられたわけですから、その辺はやっぱり今の町に見合った病院づくりというものも考えていく必要があるだろうと、私は考えませぬ。その辺についてはいかがですか。

○委員長（鈴木英雅君） 町長。

○町長（大橋信夫君） 先ほど申し上げましたけれども、野放図にという考えはございませぬ。やはり経営改

善に向かつて双方が努力すべきだろうと。それで、ベッド数の問題については今後のこともございますので、ちょっとこの辺ここではちょっと、検証をさらに重ねなければ答えられない部分もございますけれども、今までの経営状況も経営姿勢も考えながら検証してまいりたい。（「了解」の声あり）

○委員長（鈴木英雅君） 休憩いたします。再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（鈴木英雅君） 再開いたします。

先ほど、15番の質問に対しまして、企画財政課長のほうから発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、先ほどご質問がありました病院会計の負担金の内訳でございます。平成26年度分におきまして、普通交付税の基準財政需要額が1億5,088万4,000円、それから特別交付税算入分が6,405万円、それに町が単独で負担をしております分が4,926万1,000円となるものでございます。

それで、先ほどもお話ししましたように、普通交付税はあくまでも基準財政需要額分でございますので、大体涌谷町の場合、26年度で、交付率が基準財政需要額の65%程度になりますので、実際に国から交付を受けているのは1億5,000万円のうち9,700万円程度かと、単純計算すればそういう金額になろうかと思えます。ただ、基準財政収入額の差引分の5,000万円に、先ほど言いました4,900万円を足せば、約1億円を手出しと申しますか、国から交付されるお金以外で病院のほうに負担しているということでございます。

○委員長（鈴木英雅君） 15番。

○委員（遠藤釈雄君） 答弁がおくれましたので、補足で。このことの認識が、医療センター、いわゆる管理者としての認識があるかということで、そのことだけ再質問させていただきます。

○委員長（鈴木英雅君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それはちょっと私も、管理者と確認をさせていただきたいと思えます。（「わかりました」の声あり）

○委員長（鈴木英雅君） よろしいですか。ほかにございませんか。

次にまいります。100ページから109ページまで、6款農林水産業費1項農業費。7番。

○委員（伊藤雅一君） 農林業ということで質問させていただきます。決算でございますので、今後に向けて私の思いを申し上げお聞きしたいというふうに思います。

監査報告もございました。監査報告では、「町の農林産業の目指すべき方向性が明確でない。どこに力を入れ、どの分野に資金を投入するのか。その効果は出ているのかを常に意識しながら事業を展開し、最終的に農家所得のアップにつながるよう事業に当たられたい」と、こういうようなものが報告をいただいております。ちょっと私もこれを見て非常に残念に思ったんですが、結局言ってみれば、私なりに申し上げますが、

どこに目標を置いて何をやろうとしているのか、目指す方向、これが明らかでない。それから、資金の投入効果も不明だということです。これはちょっと穏やかでない話だというふうには私は理解します。困り果てるというか、何か農の存在が腐り切っているというか、そういう状態ではないのかというふうには私は心配をします。

なぜこうなっているのかというふうなことを、この問題を整理解決していくには、なぜそうなっているのかというこの部門の大掃除、総点検、こういうものを実施する必要があるんじゃないかというふうに思います。実情、実態の把握、これが必要だというふうには私は考えます。これは放置しておいては、ますますこれはとんでもないことだと。新しい町長さんは最も農業を心配されておられる方だというふうには私は理解しておりますが、私も百姓で今日までお世話になってきています。町も代々の町長さんは農業を基幹産業だと、こういうふうな大きな声で町民の前で語ってきております。その基幹産業が今、税務課でもおわかりのとおり、何億円という滞納額。この主なものは、皆農業所得が関係しておると、こういうふうな説明もございました。これでは本当に困った状態だというふうには言わざるを得ないわけでございまして、ひとつこの部門の管理者、新しい町長さんにこれは質問したって無理ですから、職員の方で関係部門の管理職に当たる職員の方の答弁を私は聞きたいと思います。お願いします。

○委員長（鈴木英雅君） 農林振興課長。（「いや、担当課長ではだめなんだな。その課を管理する人がいるでしょう、職員の中に」「課長しかいない」「いや、もう課長は自分自身が事業を実施している方だから、こいつはもう管理される人でしょう。管理している人。総務課長かなんか、そうしたらそういう権限はないのか。そういう権限の職員はいないのか。町長以外にいないのか、あとは」「課長です」「だって、町長は今そんなもん、なったばかりではわかるわけないっちゃ、前のことだもの。絶対無理な話だよ、この辺は」の声あり）

7番さん……。 （「認識、町長さんにでよい」の声あり）町長に答弁していただきますから。（「どうかな……。今までどこにこの26年度の決算に、事業にかかわっていない町長、質問したって答弁できない」の声あり）いや、その部署の、……。 （「担当課長でいい」の声あり）農林振興課長……。 （「休憩して」「総務課長というのは、何なんです、一体。周りの部門を管理する人が職員の中にいないのか」「いや、部長制はとっていないんだから、課長が……」の声あり）

休憩します。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時18分

〔出席委員数休憩前に同じ〕

○委員長（鈴木英雅君） 再開いたします。

農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） では、伊藤委員のご質問にお答えいたします。

監査委員さんのほうからも監査を受けまして、かなり厳しい指摘を受けました。その目指すべき方向が明

確でないというようなことでございますが、課といたしましては、農林水産費の関係でございますと事業がかなり多岐にわたっております。それで、その事業のもとにそれぞれの担当者があるわけでございますが、それらの事務的には十分そのことを理解して仕事を進めているような状況でございますし、資金の投入額も効果が見えないというようなことでございますが、委員さんもお存じのとおり、農業部門につきましては大部分が国県の補助事業絡みでございますので、その補助事業をこなす上でもかなりの人的なマンパワーが必要となりますので、そういうことを十分ご理解いただきまして、回答とさせていただきます。

○委員長（鈴木英雅君） 7番。

○委員（伊藤雅一君） 農業の実態ということで、農林課はどの程度やっぱ把握されているかというのは、私は常任委員会でも申し上げたことがあるんですが、今の生産組合も出てきています。それから、法人化したところもあるし、そうでないところもあります。あとそれから個人で担い手という形で農業経営を一生懸命努めておる方もございます。経営の実態をまず把握しなければ、何をやろうと、今農家の方々は、正直申し上げたら日に三度のそれこそ生活にも困っているような状況にあるわけです。とても基幹産業なんて呼べるような状態ではないんだろうと思います。年間滞納額も1億円以上発生しているんでしょう。国保から何から、固定資産税まで。そういう状況ですから。

だから、経営の実態をよく把握して、町の農林課は一体何と何と何にやっぱ力を込めて事業活動をやらなくてはならない。結果はここを目指しなさい。そういう先々を日ごろの事業管理の中でやっぱ事業推進をやっていたきたいというふうには思っているんですが、課長としてはどうですか。どういう一体その見方なり、事業の進め方を考えていますか。お聞きします。

○委員長（鈴木英雅君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 7番委員さんにお答えしますが、農家で農業をやっている人が涌谷町の滞納分を全てやっているというのは、ちょっとこれは誤解だと思います。農業者であっても、特に施設園芸農家の方々はかなりの税金を納めています。そして、年間収入で、売り上げで3億円、5億円の方もおりますし、そういう実態もございます。ただ単に農業者が全部、その方が滞納しているというようなことではございませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

それと、まず農業の実態を把握してというようなことでございますが、専業農家、あとは第1種兼業農家、第2種兼業農家、これを把握してございますし、町といたしましても稲作一本で、農家所得を上げるというような方向でございまして、複合経営を目指した農業を進めているところでございます。以上でございます。

○委員長（鈴木英雅君） 7番。

○委員（伊藤雅一君） 今、何億円というようなお話もございましたが、一部にはそういう方もあるかもしれませんが。そいつは全体の問題ではないというふうに思います。

それから、それぞれ経営規模、農業の方法、いろいろあると思います。そういう方々のそれぞれの経営の実態というようなものをつかまなければ、何をやればいいのか、その全体をつかまないで何かやろうとしても、そいつはちょっと無理があるんでないですか。だから、そういったことで経営の実態をつかむ。そのためには、集落営農のところからは決算書もいただいて、そいつをやっぱまとめていろいろと分析してみると、



こういった作業も必要だというふうに思っています。そういうことは実際にやっておられますか。お聞きします。

○委員長（鈴木英雅君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 販売農家の関係で、年齢別農業就業人口、一つはですね。あとは経営耕地規模別経営体数、あと農産物販売金額規模別経営体数、これは十分把握しております。

○委員長（鈴木英雅君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。108ページから109ページまで、2項林業費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。110ページから115ページまで、7款商工費1項商工費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。114ページから115ページまで、8款土木費1項土木管理費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。114ページから119ページまで、2項道路橋りょう費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。118ページから121ページまで、3項都市計画費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。120ページから123ページまで、4項住宅費。4番。

○委員（久 勉君） 121ページに災害公営住宅整備で工事請負がありまして、災害公営住宅が全部できたわけなんですけれども、そのつくりが、渋谷の住宅に行ってみたら玄関前の階段が結構大変で、そしてその階段の脇に板を置いて、みずからスロープをつかって自転車をとめているお年寄りの方がいらっしゃいます。もう、年々結局みんな年をとって行くわけですから、やっぱりもっと優しい環境にできなかったのか。できなかったとすれば、やっぱり改善すべきと思うんですけれども。

それから、風の強い日にあそこは北西の風がかなり強くて大変であると。それと、住宅の中の砂じんが住宅の今度東側のほうの民家のほうへ飛んでいくというんですね。だからそういうことを想定できなかった、我々も図面を示されたときにそこまで気づかなかったのも、議員のほうにも責任があるかもしれませんが、現実にはそこに入居している方がご不便をしているということに関して、やはり手だてというのを考えるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（鈴木英雅君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） ただいまの災害公営住宅のスロープの関係でございますが、設計段階ではある程度の検討をしたようでございますが、最終的にある戸数、4区画だったと思いますけれども、スロープ等をつけた住宅はございましたのだけれども、ほかは設置できない状況になったわけでございます。

それから、風の対応ですが、3月にも議員さんからご質問をいただきまして、検討しまして、一応予算等の見込みも立てたわけでございますが、国の予算の確保ができましたら、次の機会にまた予算計上に諮りたいと思います。以上でございます。

○委員長（鈴木英雅君） 4番。

○委員（久 勉君） 階段のは何か結果だけで、どうしますという答えがないんですけれども。ただ4棟はスロープのついているところをつくったけれども、ほかは階段であるというだけで、じゃあどうしますかというの、そのまんまでいっちゃうということですか。改善しないということですか。

○委員長（鈴木英雅君） 建設課長。

○建設課長（佐々木竹彦君） 入っている方々、個別の事情もございまして、要望があるかどうかを確認して進めていきたいと思っております。

○委員長（鈴木英雅君） よろしいですか。ほかにございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。122ページから127ページまで、9款消防費1項消防費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。126ページから131ページまで、10款教育費1項教育総務費。11番。

○委員（長崎達雄君） 教育委員会にお聞きしますが、成果表の131ページのスクールカウンセラー活用事業に関連して、不登校についてお聞きしたいと思います。不登校になった子供にとっても、その家族にとっても大変重大な問題なんですよ。そこで不登校について聞くんですが、ことし民生委員の方々が中学校に訪問して先生方と懇談しております。その中で、不登校について学校に不登校があるかどうか聞いたようなんです。そうしたら、教頭先生は、「不登校はない」と。そうしたら、出席した民生委員のある方が、「いや、子供たちが言っている。不登校になった子供が転校しているとか」と。そこで、学校側が改めて不登校が何件あったかと報告したらいいんですが、第一にそこで隠蔽体質があったわけなんですよ。そして、この成果表にも、教育委員会の成果表には、この不登校については載っていないんです。

そこで、私はさきの常任委員会で不登校について聞いたら、課長が下の事務室に行って書類を持ってきて、そこで26年度は中学生13人だか14人と言いましたね。そして、小学生は1人だと。万引きが1件で3人がかかわっていたと、そういう報告がございました。それで、教育委員会は定例会、資料を見ますと年間12回、臨時会3回開催しておりますが、この不登校や万引きの件についてはどのような報告がなされて、それに対して教育委員さんからどのような質疑がなされたか、議会には一切報告がないんです。

そこで、私はいろいろ情報を収集して、不登校になったその転校した子供さんのうちを突きとめて、先日お話を聞いてきました。ですから、その事例について、大変重要な問題ですから議員さん方にも聞いてほしいので、詳しく私が調べた範囲内でお話を申し上げますけれども、一つの事例について教育委員会にもお尋ねしたいと。

個人情報保護条例に配慮して、名前は伏せておきます。事の発端というのは、26年11月8日に発生したことから始まっているんです。涌中の何年とも言いません。女子生徒、名前は伏せておきますからK子さんとS子さんと言いますが、ともに運動部、この運動部もただ運動部としておきます。そこに所属していたんですね。子供たちのことですから、練習の休み時間にふざけ合っている中で、K子さんの膝がS子さんの腹に当たったそうなんです。それが事の発端なんです。これは11月8日なんです。その前日の7日にも予兆があったということを知っているんです。というのは、そのS子さんが体育館のステージからおこ

ちて腰と背中を打ったと。そいつが予兆だということなんですよ。そして、11月10日にS子さんのお父さんからK子さんのうちに電話があったと。そして、11日に中学校の担任の先生が来た。13日には3人の先生がお見えになったと。そして、11月21日に学校で3人の先生とK子さんのお父さん、お母さんと、その子供と、あと相手側も3人出席して話し合いをしたらしいんですよ。そうしたらそこで、学校の先生からですよ、これは加害者だと。そして、犯罪だと、そういう言葉を使ったようなんですよ。それでK子さんのお父さん、お母さんとその子供が土下座して謝ったと、そういうことなんですよ。そういうふうな、犯罪だとまで言われたようなんです。そして、S子さんのお父さんというのは当時河南西中の先生で、今現在は古川の北中だかというところに転勤しているようなんですが、K子さんの親子がおわびしたんですよ。その後、12月21日にS子さんのお父さんからK子さんに請求書を送ると電話が入ったようなんですよ。そして後日、Sさん側の七十七の口座に金額の指定しない振込用紙が送られてきたと。これはまさに慰謝料請求なんですよ。学校の中でたまたまふざけて、どれぐらいのけがだったかわからないんですが、そういう請求までされているんです。そして最初は、学校の先生がK子さんのところに来たときは、K子さんを擁護する、フォローしてやるよと、そういう話があったらしいんですが、その後の話し合いのときに学校の先生から犯罪だと、あんたは加害者だと、そういうふうに言われたということで、土下座をして謝ったんですよ、学校で。そういうことを学校がやらせるようなことはうまくないと。それ以前に、教育委員会が、当然報告があるんでしょから、学校を指導してそういうふうにならないようにするのが教育委員会の役目だと思うんですよ。

そして、私がいろいろ調べると、平成15年5月16日に不登校への対応のあり方について文科省の初等中等教育長から通達がなされているんです。当然見ていると思うんですが、その中に書いていることは、保護者の役割と家庭への支援について、時期を失することなく生徒本人のみならず家庭への適切な働きかけや支援を行うなど、学校と家庭、関係機関の連携を図ることが不可欠であると。そして、学校全体の指導体制及び教職員の役割として、校長の強いリーダーシップのもと、教頭、学級担任、生徒指導主事、教務主任、学級主任、養護教員、スクールカウンセラー、相談員等がそれぞれの役割について相互理解した上で、日ごろから連携を密にし、一致協力して対応に当たることと。そして、情報共有のための個別指導記録の作成をすること。学級担任等の教職員が生徒の状況に応じて家庭の訪問を行うことと。そして、教育委員会に対しては、教育委員会の取り組みの充実ということで、市町村教育委員会はみずから不登校に対する認識を深めるとともに、それぞれの立場から積極的に施策を展開し、学校における取り組みが効果的に行われるよう支援する必要があると。

そしてあと、次が一番大事だと思うんです。教員による暴言と、暴言ですよ、不適切な言動や指導が不登校の原因になっている場合は、人的措置を含め厳正な対応をとることが必要であると、そういうふうに書かれています。思春期の少女ですよ。学年は言いませんけれども、その少女が、親がいるところで犯罪だとまで言われたり、学校で先生や相手側の親子3人の前で土下座でおわびをしたことというのは、当の本人はもとより家族も生涯忘れられない恥辱、恥として残ると思うんですよ。ですから、子供のことを全く無視した暴言を吐いたと私は思うんです。ですから、私は極論を言えば、その先生は教師失格だと思うんです。

そして、教育委員会は、この事例1つだけとっても、この件について一切関与できていなかったと、私は

そう思うんです。教育委員会の意思決定というのは、5人の教育委員の人たちが行くことになっているにもかかわらず、教育委員たちはらち外に置かれているんだと思うんです。教育長以下の事務局と学校が第三者的チェックから逃れ、その結果、その人たちの独走を許すことになっていると思うんです。もしもその段階で教育委員さんたちが実質的に機能していれば、混乱をより小さくできたのではないかと。教育委員会が不登校の片棒を担いでいるとしか私は思われたいんです。子供や家族のSOSなんですよ。不登校になって、いろいろ学校の先生と話し合いをしたり、そいつを受けとめる真剣さが足りない、私はそういうふうに言いたいんです。

そして、この一連の経緯の中で、校長さんが一度も表に出てきていないんですよ。どうして、校長がその学校のトップ、管理者なんですから、その方が出てきて直接両方の子供さんの親と話し合いをしないのかと。そのことをお聞きします。

そしてあと、実質その子供さんはことしの4月から小牛田中に転校していると。そして、転校して湧中に入っていた同じ運動部に入って活動しているんです。たまたまそっちの学校では子供たちも温かく迎え入れて、元気で通っていると、そういう話は受けてきたんですが、その5カ月の不登校の間、学校はどういう家庭訪問をして指導してきたんだか。そのことをお聞きします。

そして、当然学校で生徒に掛けている保険があるわけですから、そういう身体的事故とか何かあれば保険が給付されると思うんですが、その保険はどれぐらい給付になっているか。

そしてあと、そのけがをしたと言われる子供さんは美里町の斎藤整骨院に15回、そして古川の市立病院に1回、あとわくや整形に3回だか通院治療なさっているそうなんですが、その治療の結果どういふふうになったんだか。そして、治療費は幾らかかったんだか、そういうことは調べておいて思うんですが教えていただきたい。

そしてあと、11月7日、その直接の原因になった前の日のステージから落ちたけがと、あと11月8日のけがの状態というのは、学校側で当然確認しているんですが、どういふ結果だったのか教えていただきたい。

そして、S子さんのお父さんである先生なんですよ。そのけがに金額未記入の振り込み用紙を送りつけるやり方というのは、先生がこういうことをやるべきでないと思うんです。仮に請求書を送るのであれば、弁護士に相談して、弁護士を通して送るのが本当でないんですかね。その辺は学校ではどういふふうに感知していたんだか教えていただきたい。送ることは、送っていいよと言ったんですかね。

あと、先生という崇高な職業、聖職と言われていますが、こんなことをやるというのは、私はその先生も失格でないかと思うんですよ。そして、こういうような事態になる以前に、教育委員会、学校、これが対応しなければならなかったと思うんです。その辺は教育長はどういふふうを考えているか。

そしてあと、その先生が犯罪者だとか加害者だと、そういう暴言を吐いたということ、学校としてどういふふうを受けとめ、また教育委員会としてさきの文科省の通達の中にも書いてありますが、どういふふうなことをその先生に対して話をして、どういふ……、言ってみれば責任なんですよ。責任あると思うんです、そういう暴言を吐いたということは。

そしてあと、不登校という大きな問題なんですよ。これを一番身近にいる先生が、一人一人の子供たちと向き合って、微妙な心理状態だと思うんですよ。その心の動きを捉えて子供の心に寄り添うのが先生だ

と思うんですが、その辺の指導はどういうふうになされているんだか、まず1回目、長くなったんですけども3回しか質疑の時間がないから、1回目はこれで終わります。

○委員長（鈴木英雅君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） いろいろとご心配ありがとうございます。11番委員さんのお話、一理あるところもございますけれども、その経緯につきましては、やはりいろいろとございます。ただ、現在、その関係生徒、あるいは関係保護者ですけれども、関係生徒も委員さんご指摘のように、今学校生活を普通どおり営んでおります。また、保護者の方々も関係の方々も涌谷在住でございます。これは非常に個人的なそういうこともございますので、それ以上のことについてはこの場では差し控えたいと思います。

ただ、お話ししておきたいのは1点だけでございますけれども、この事案の当初より、学校と教育委員会は連携を密にとってこの事案に対応しております。さらに、この加害生徒と先ほどお話ししたご家族の方からもご相談を受けております。委員会においでいただいてご相談いただき、またその内容を学校に伝えて、また学校でそれを踏まえて対応しております。その後この加害生徒の保護者の件から、先ほど11番委員さんのお話のように法律関係の方とも相談しておるといことで、そして結果的には子供の将来を考え、どちらの子供の将来を考えて転校を決意するというところでございました。その転校についても、教育委員会のほうでいろいろと対応させていただいたところでございます。

あと、これ以上のことは差し控えたいと思います。個人情報にかかりますので、よろしくをお願いします。

○委員長（鈴木英雅君） 11番さん、ただいまの質疑で個人が特定できる部分もございましたので、その辺は削除させていただきますように……（「どこが個人特定できるの」の声あり）特定……（「一般町民がわかるの」の声あり）いや、これは議事録として出ていきますから、その議事録を確認した町民の方々は、特定できる可能性がありますので、その部分は削除させていただきたいと思います。11番。

○委員（長崎達雄君） ここで教育長がそれ以上出されないというんだから、町民に対して説明責任があるんですね。ですから、報告書という形で議会に出していただきたいと思います。

そしてあと、さらに詳しく申し述べますと、Kさん側では東松島市の法テラスに行き相談しているんです。そして、その相談を受けて2万円のお見舞金と手紙を添えて、現金封筒に入れて内容証明つきで送っているんですね。そして、その後に無記名のSさんの口座に振り込みというような振り込み用紙が送られてきているんですね。ここまで、学校はわかっていないんですか。

○委員長（鈴木英雅君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） それも含めて、コメントを差し控えます。これは特定できますので。

○委員長（鈴木英雅君） 11番。

○委員（長崎達雄君） では、報告書として議会に出していただきたいと思います。（「できません」の声あり）何でそういうことを言うのか。大事な問題なんだよ。（「必要なし」の声あり）やはり教育委員会は子供の身に立って考えていただきたいんですね。何となく真剣さが足りないと思います。

○委員長（鈴木英雅君） 教育長。

○教育委員会教育長（笠間元道君） 子供のことを考えれば、例えばこの議場でこの議論にはならないのかなというふうに私は考えていますよ。

○委員長（鈴木英雅君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） それでは、次にまいります。130ページから133ページまで、2項小学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。132ページから135ページまで、3項中学校費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。134ページから137ページまで、4項幼稚園費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。136ページから143ページまで、5項社会教育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。144ページから147ページまで、6項保健体育費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。146ページから149ページまで、11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。148ページから149ページまで、3項文教施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。同じく148ページから149ページまで、4項厚生労働施設災害復旧費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。148ページから151ページまで、12款公債費1項公債費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 次にまいります。150ページから151ページまで、14款予備費1項予備費。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） これにて質疑は終結いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） これにて討論を終結いたします。

---

◇

### ◎延会について

○委員長（鈴木英雅君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（鈴木英雅君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。



◎延会の宣告

○委員長（鈴木英雅君） 本日はこれで延会いたします。ご苦労さまでした。

延会 午前11時56分